

広域連携が困難な市町村における補完の あり方に関する研究会開催要綱

第1 目的

市町村間の広域連携が困難な地域における都道府県等による補完（第31次地方制度調査会答申で言及）の具体化を検討する。

検討に際しては、①都道府県と市町村の役割分担に関する通念と実態の乖離、②戦後における市町村の規模能力や構成の変化などに着目し、実証的かつ実践的な成果を得ることを目指す。

第2 構成

研究会は別紙のメンバーをもって構成する。

第3 座長

- (1) 研究会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。

第4 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に研究会への出席を求めその意見を聞くことができる。
- (3) 会議は非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

第5 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局市町村課において処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。